

別冊 根拠法令等

○独自施策

根拠法令等

■地域密着型サービスの整備促進に関する制度と活用できるサービスの種類

		事業者募集	事業者指定			報酬設定	
		公募制	基準緩和	条件付加	指定拒否	独自報酬(加算)	単価の引き下げ
地域密着型	定期巡回・小多機・看多機	○	○	○		○	○
	夜間対応型訪問介護		○	○		○	○
	地域密着型通所介護		○	○	○		○
	認知症GH・地域密着型特定施設・地域密着型特養		○	○	○		○
	その他の地域密着型サービス		○	○			○

根拠法令等

■独自施策(公募制)

(介護保険法第78条の13第1項)

市町村長は、第117条第1項の規定により当該市町村が定める市町村介護保険事業計画において定める当該市町村又は同条第2項第1号の規定により当該市町村が定める区域における定期巡回・随時対応型訪問介護看護等（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護以外の地域密着型サービスであって、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護その他の厚生労働省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）の見込量の確保及び質の向上のために特に必要があると認めるときは、その定める期間（以下「市町村長指定期間」という。）中は、当該見込量の確保のため公募により第42条の2第1項本文の指定を行うことが適当な区域として定める区域（以下「市町村長指定区域」という。）に所在する事業所（定期巡回・随時対応型訪問介護看護等のうち当該市町村長が定めるもの（以下「市町村長指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等」という。）の事業を行う事業所に限る。以下「市町村長指定区域・サービス事業所」という。）に係る同項本文の指定を、公募により行うものとする。

(介護保険法第78条の14第2項)

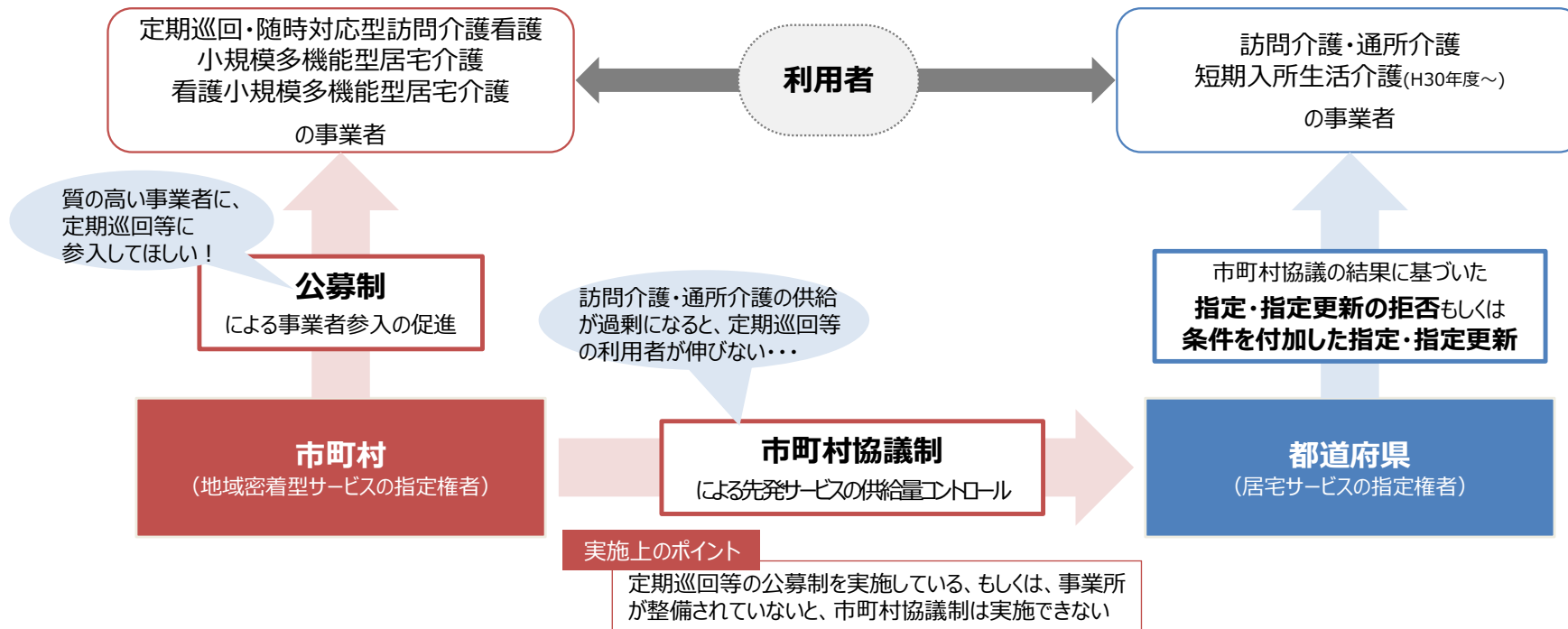
市町村長は、公募指定をしようとするときは、厚生労働省令で定める基準に従い、その応募者のうちから公正な方法で選考をし、指定地域密着型サービス事業者を決定するものとする。

根拠法令等

独自施策（公募制）

趣旨

定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の普及を進めるため、市町村が公募を通じた選考によって事業者指定を行う（公募制）とともに、これらのサービスと競合する訪問介護・通所介護が供給過剰とならないよう、市町村が都道府県に対し、訪問介護・通所介護の指定をしないよう、あるいは指定条件を付加するよう、必要に応じて協議できる（市町村協議制）



市町村協議ができる条件 次の①と②いずれにも該当している場合

- ①「定期巡回・小多機・看多機の事業所が、市町村の区域にある場合」もしくは「定期巡回・小多機・看多機の公募指定を行っている」
- ②「市町村または日常生活圏域における訪問介護・通所介護の量が、市町村事業計画で定める見込み量にすでに達している場合」もしくは「申請に係る指定によって見込み量を超えることになるとき」もしくは「計画の達成に支障を生じるおそれがある時」

根拠法令等

■独自施策(市町村独自報酬)

(介護保険法第42条の2第4項)

市町村は、第2項各号の規定にかかわらず、地域密着型サービスの種類その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した額を限度として、同項各号に定める地域密着型介護サービス費の額に代えて、当該市町村（施設所在市町村の長が第1項本文の指定をした指定地域密着型サービス事業者から指定地域密着型サービスを受けた住所地特例適用要介護被保険者に係る地域密着型介護サービス費（特定地域密着型サービスに係るものに限る。）の額にあっては、施設所在市町村）が定める額を、当該市町村における地域密着型介護サービス費の額とすることができる。

(介護保険法第54条の2第4項)

市町村は、第2項各号の規定にかかわらず、地域密着型介護予防サービスの種類その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した額を限度として、同項各号に定める地域密着型介護予防サービス費の額に代えて、当該市町村（施設所在市町村の長が第1項本文の指定をした指定地域密着型介護予防サービス事業者から指定地域密着型介護予防サービスを受けた住所地特例適用居宅要支援被保険者に係る地域密着型介護予防サービス費（特定地域密着型介護予防サービスに係るものに限る。）の額にあっては、施設所在市町村）が定める額を、当該市町村における地域密着型介護予防サービス費の額とすることができる。

根拠法令等

■独自施策(市町村独自報酬)

○厚生労働大臣が定める地域密着型サービス費の額の限度に関する基準

平成24年3月13日

厚生労働省告示第119号

介護保険法(平成9年法律第123号)第42条の2第4項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める地域密着型サービス費の額の限度に関する基準を次のように定め、平成24年4月1日から適用する。

厚生労働大臣が定める地域密着型サービス費の額の限度に関する基準

1 指定地域密着型サービス(介護保険法(平成9年法律第123号)第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。)に要する費用の額は、別表に定める単位数を、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第126号)別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表(以下「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。)の所定単位数に加算して得た単位数を用いて、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定するものとする。ただし、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)に規定する基準を上回らない場合は、算定しない。

2 前号の規定により算定する際の加算額は、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に規定する基準を満たさない場合は、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に規定する単位数を超えてはならないものとする。

改正文(平成27年3月23日厚生労働省告示第87号)抄

平成27年4月1日から適用する。

別表

(平27厚労告87・一部改正)

1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護費市町村独自報酬(一月につき)

50の倍数であって、500を超えない単位数のうち市町村が定める単位数

注

1 上記については、市町村が地域の実情等を勘案して設定した要件に該当すると認められるものとして市町村長に届け出た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(指定地域密着型サービス基準第3条の4第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。)において、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費を算定する場合に、当該要件について市町村が定める所定単位数を算定する。

2 注1の要件については、当該要件を満たす複数の異なる要件を定めることができる。

3 市町村が各要件について定める単位数の合計は、500単位を超えない範囲内であればならない。

根拠法令等

■独自施策(市町村独自報酬)

2 夜間対応型訪問介護費

夜間対応型訪問介護費市町村独自報酬(一月につき)

50の倍数であって、300を超えない単位数のうち市町村が定める単位数

注

1 上記については、市町村が地域の実情等を勘案して設定した要件に該当すると認められるものとして市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所(指定地域密着型サービス基準第6条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。)において、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の夜間対応型訪問介護費を算定する場合に、当該要件について市町村が定める所定単位数を算定する。

2 注1の要件については、当該要件を満たす複数の異なる要件を定めることができる。

3 市町村が各要件について定める単位数の合計は、300単位を超えない範囲内でないといけない。

3 小規模多機能型居宅介護費

小規模多機能型居宅介護費市町村独自報酬(一月につき)

50の倍数であって、1000を超えない単位数のうち市町村が定める単位数

注

1 上記については、市町村が地域の実情等を勘案して設定した要件に該当すると認められるものとして市町村長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)において、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の小規模多機能型居宅介護費を算定する場合に、当該要件について市町村が定める所定単位数を算定する。

2 注1の要件については、当該要件を満たす複数の異なる要件を定めることができる。

3 市町村が各要件について定める単位数の合計は、1000単位を超えない範囲内でないといけない。

4 複合型サービス費

複合型サービス費市町村独自報酬(一月につき)

50の倍数であって、1000を超えない単位数のうち市町村が定める単位数

注

1 上記については、市町村が地域の実情等を勘案して設定した要件に該当すると認められるものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所

根拠法令等

■独自施策(市町村独自報酬)

(指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)において、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サービス費を算定する場合に、当該要件について市町村が定める所定単位数を算定する。

2 注1の要件については、当該要件を満たす複数の異なる要件を定めることができる。

3 市町村が各要件について定める単位数の合計は、1000単位を超えない範囲内で行なければならない。

根拠法令等

独自施策（市町村独自報酬）

「独自報酬」とは？

趣旨

要支援・介護者の在宅生活を支援するサービスの整備を促進するため、市町村が国の加算に加えて、市町村独自の加算を設定することができる

対象サービスと算定できる単位数
(利用者1人あたりの月の単位数)

- ・定期巡回 50～500単位
- ・夜間対応型訪問介護 50～300単位
- ・小多機・看多機 50～1,000単位
- ※すべて50単位きざみ

市町村がしなくてはならないこと

- ・加算の要件と単位数の決定
- ・上記にあたって、被保険者その他関係者の意見の反映、学識経験者の知見の活用
- ・対象サービス事業者への周知
- ・国民健康保険団体連合会への報告

要件と単位数は、自由に設定できるの？

質の高いサービスの整備、国の加算との整合性の観点から、以下の条件を満たす必要がある

- ・加算方式とする
- ・指定基準の内容を下回る要件にしてはならない
- ・全国一律の介護報酬の加算要件を下回る要件を定める場合は、全国一律の加算の単位数を超えた単位数は設定できない

市町村の加算＝「独自報酬」
(市町村判断)

国の加算
(全国统一)

国の介護報酬
(全国统一)

供給量の確保
サービスの質の向上

「単価引き下げ」とは？

趣旨

地域密着型サービスについては、市町村が報酬単価の引き下げをすることができる。単価の引き下げのみを行う場合は供給量のコントロールにつながるが、事業者の参入が難しい地域では、指定基準の緩和と組み合わせることで、供給量を確保することも考えられる

対象サービス

- ・すべての地域密着型サービス

市町村がしなくてはならないこと

- ・単価の決定
- ・地域密着型サービスの従事者に関する基準、設備基準、運営基準の設定
- ・上記にあたって、被保険者その他関係者の意見の反映、学識経験者の知見の活用

単価と指定基準は、自由に設定できるの？

(単価)

厚生労働省令で定める額を超えない範囲

※指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（H18年告示126号）

(指定基準)

「従うべき基準」「標準」「参酌すべき基準」があり、このうち、「標準」「参酌すべき基準」については、一定の条件の下で、地域の実情に応じた内容を定めることが可能。

なお、「従うべき基準」は、以下の通り。

- ・従業者に係る基準及び当該従業者の員数
- ・居室の床面積
- ・小多機・認知症デイの利用定員
- ・運営に関する事項で、利用者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全確保並びに秘密保持に密接に関連するものとして省令で定めるもの

(参照資料)三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「高齢者の在宅生活を支えるための市区長村における独自施策についての調査研究事業報告書」(平成29年度厚生労働省老人保健健康増進等事業)

単価の引き下げ

+

指定基準の緩和

供給量の確保

根拠法令等

■独自施策(条件付加)

(介護保険法第78条の2)

第42条の2第1項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、地域密着型サービス事業を行う者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う事業にあっては、老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームのうち、その入所定員が29人以下であって市町村の条例で定める数であるものの開設者）の申請により、地域密着型サービスの種類及び当該地域密着型サービスの種類に係る地域密着型サービス事業を行う事業所（第78条の13第1項及び第78条の14第1項を除き、以下この節において「事業所」という。）ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村が行う介護保険の被保険者（特定地域密着型サービスに係る指定にあっては、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用要介護被保険者を含む。）に対する地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費の支給について、その効力を有する。

(中略)

8 市町村長は、第42条の2第1項本文の指定を行うに当たって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。

(介護保険法第115条の12)

第54条の2第1項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、地域密着型介護予防サービス事業を行う者の申請により、地域密着型介護予防サービスの種類及び当該地域密着型介護予防サービスの種類に係る地域密着型介護予防サービス事業を行う事業所（以下この節において「事業所」という。）ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村が行う介護保険の被保険者（特定地域密着型介護予防サービスに係る指定にあっては、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用居宅要支援被保険者を含む。）に対する地域密着型介護予防サービス費及び特例地域密着型介護予防サービス費の支給について、その効力を有する。

(中略)

6 市町村長は、第54条の2第1項本文の指定を行うに当たって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。

根拠法令等

独自施策（条件付加）

趣旨

市町村は、地域密着型サービスの指定を行うにあたって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。また、都道府県が行う居宅サービス・介護予防サービスの指定について、市町村は事業計画との調整を図る見地から意見を提出することができ、都道府県はそれを勘案して、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる（平成30年度～）。

条件付加の多様な活用方法

圏域毎の基盤整備を進めるため

例：整備予定地域と事業所数を定める

他サービスとのバランスのとれた整備を進めるため

例：他サービスとの併設を条件とする

ケアの質を向上するため

例：特定の研修を修了した職員の配置を条件とする

地域づくりを推進するため

例：総合事業への協力を条件とする

ケアに対する地域全体的方針共有のため

例：地域ケア会議への出席を条件とする

対象サービス

【市町村が直接、条件を付加できる】地域密着型サービス / 【都道府県に対し、条件付加を行うよう、意見提出ができる】居宅サービス・介護予防サービス

条件を付与する方法（一例）

